

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	1-10
処分の種類	福祉大学校保育実習室退室処分			
根拠法令条例等・条項	長野県福祉大学校管理規則第27条			
処分の概要	福祉大学校保育実習室において乳幼児の保育を受けている保護者に対する退室処分			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>校長は、乳幼児が次の各号の一に該当するときは、乳幼児の保育を受けている者に対し、その退室を命じることができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく長期欠席したとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく保育料が納入されないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、保育することが著しく困難になったと校長が認めたとき。</p>			
基準の制定根拠	長野県福祉大学校管理規則第27条			